

経営者必見！！

東京地裁は、大手ファーストフード店の店長が「名ばかり管理職」であるとの判決を下しました。またNHKテレビ「名ばかり管理職特集」のアンケートでは、「名ばかり」と感じている管理職は57%もいるという結果が出ています。この問題へ対策を講じることは、全ての企業にとって、「企業防衛」の面からも「コンプライアンス」の面からも緊急課題です。

「名ばかり管理職」 対策セミナー

【おもな内容】

【主要判決】

- マック判決「店長は管理職にあらず」
- 他の判例はどうなっているのか

【そもそも解説「監督若しくは管理の地位」の定義とは？】

なぜ管理監督者には残業代を払わなくて良いのか
管理監督者に求められる4つの要件

- ①「経営者と一体の立場」とは？
- ②「一般従業員よりも賃金面で優遇」とは？
- ③「業務の裁量権がある」とは？
- ④「勤務時間に関して細かく制約を受けない」とは？

【そもそも解説 管理監督者についての割増賃金の考え方と払い方】

時間外手当・休日出動手当・深夜勤務手当はどう考えてどうする

【会社側に求められる対応策 その① 管理監督者の人数を絞って明確化する】

全社員の中での管理職の比率はどれくらいが適正か
「これまでこれでやってきた」ではなく、今こそ管理監督者の範囲を再考

【会社側に求められる対応策 その② 曖昧にしておかない】

雇用契約書の具体的書式をご提案
その他必要・有効な書類のご提案

【会社側に求められる対応策 その③ 経営者と一体の立場で仕事をしていたく】

管理職に経営者意識を持たせること、管理職の育成が中小企業の緊急課題

管理監督者としての扱いと意識付け、そのためにすること

- ・管理監督者に人事考課をやってもらう
- ・管理職研修の必要性

【会社側に求められる対応策 その④ 賃金体系を見直す】

管理職の賃金体系をどうするか

中小企業にピッタリくる基本給の作り方
基本給と役職手当の割り振りの仕方
役職手当の規定の仕方と役職手当の金額の決め方
管理職に対する賞与と年収

※中小企業の実態を数多く見てきた講師が、中小企業の実態に合った、「すぐに自社で使える数々のご提案」をいたします。

【講師プロフィール】

◆ 講師 山口 悦子

西遠労務協会/ビジネスコーチ人事研究所 代表
賃金コンサルタント・社会保険労務士

中小企業経営者の悩みに数多くかわり、中小企業にピッタリの賃金と実務をふまえた労務管理を提案。賃金分析の第一人者である北見昌朗氏主催の「北見塾」1期生。



日時：4/21 (月) 13:30~16:30

5/13 (火) 13:30~16:30

(同内容です ご都合の良い方にご参加ください)

場所：浜松労政会館 (浜松商工会議所7階)

主催：西遠労務協会 053-436-1033

HP <http://www.seienroumu.com>

◆ 受講料 15,750円

(ただし顧問先様は3,000円)

◆ 定員 20名 (先着順です)

ご注意! 賃金コンサルタント、社会保険労務士のご参加はご遠慮いただいております。

このセミナーは、社員を大切にするまっとうな経営者が、単に“知らなかった”“気づかなかった”事により思いもよらない目に合わないようするため、今回急遽企画、開催させていただくものです

ニュースやテレビでも大きく報道されている「名ばかり管理職」問題。「人件費の不当な削減のために、会社は社員を名目だけの管理職にして残業代逃れをしている」という趣旨の指摘です。けれども、果たしてそのように決め付けられるケースばかりなのではないでしょうか。

確かに、経営者の中には、今回の指摘のとおり、人件費の削減に力をいれるあまり、結果的に「名ばかり管理職」をつくってしまっているケースもあるかもしれません。けれど私は、日頃経営者の皆様のお話をうかがう中で、多くの経営者は、ごまかしたり従業員にムリな負担を強いたりしたいとは思っていないと実感しています。**経営者であれば、管理職に管理職としての自覚を持って仕事をしてもらいたいと考えるのはあたり前。その思いが「管理監督者」として会社側に立って仕事に取り組んで欲しいとの強い要求になる。ところが、にもかかわらず、処遇がそこまでついていない場合、それが図らずも「名ばかり管理職」として大きな問題になってしまう、実はこんなケースも多いのではないのでしょうか。**

けれど、経営者の思いはどうか、ここでの問題は、実態としてその状態が「法律違反」になってしまっている、そんなケースが非常に多い、という事なのです。

また、法律が云々という問題のほかにも、「現場での仕事」と「管理業務」という二重の役割を負う中小企業の管理職はついつい労働時間が長くなりがち。管理職がその役割の重さに体に不調を覚えたり、この頃大きな問題になっているうつ病など心の病をひきおこしてしまうことも。結果的に管理職にそこまで大きな心身の負担がかかっていること、管理職を追いつめていることに、経営者も気づいていないことも多いのです。

そして今、監督署や警察以上に怖いのは、従業員の内部告発です。このところずっと大きな話題になっている企業の偽装問題なども、そのほとんどがこの「内部告発」から始まっています。たとえ経営者はごまかそうなどと考えていなくても、社員や管理職が“社長には言いにくい矛盾や不満”を感じていたとしたら、今回の「名ばかり管理職問題」はまさに御社自身の想像以上に大きなリスクとなってしまいます。今はまだ社内で表面化していないにせよ、今回のニュース報道に力を得て行動を始める労働者が出ることも容易に想像されるのです。

管理職を、本当の意味での管理職にするために、そして会社を守るためにも、このセミナーにご参加いただき、セミナーの内容をさっそく自社に活かしていただくことを強くお勧めいたします。



■お申し込みは今すぐFAXにて！！FAX 053-436-1138

★ FAX受付後、受講票と会場案内図をご送付いたします。

参加お申込書

貴社名		e-mail	
ご参加者名		役職名	
ご参加者名		役職名	
ご住所	〒 ー		
TEL		FAX	